

改 正 案	現 行
<p>（市町村の長による事務の処理）</p> <p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市若しくは佐世保市（以下「指定都市等」という。）の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該指定都市等の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県</p>	<p>（市町村の長による事務の処理）</p> <p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該保健所を設置する市又は当該</p>

知事に関する規定は、当該指定都市等の長に関する規定として当該指定都市等の長に適用があるものとする。

一〇五（略）

特別区の長に関する規定として当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に適用があるものとする。

一〇五（略）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第七号）（抄）（附則第三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。</p> <p>（削る。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この政令による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第八条第四項の規定により特別区の長が行うこととされている事務については、当分の間、都知事が行うものとする。</p> <p>第三条～第二十一条（略）</p>